

あなたのご意思を、しっかり、確実にお伝えいたします。

# 遺言信託のお手続の流れ

ちばぎんの「遺言信託」は、財産の相続に関する、全般的な業務を承る、まさに「トータル」な「サポート」をご提供するサービスです。

## I. 遺言作成サポートサービス

### 1. 財産目録の作成

現在の財産目録を作成し、各資産の利用状況等を整理いたします。

### 2. 財産処分に関する方針の明確化

お客さまのライフイベント、次世代への資産承継、資産運用についての考え方等を明確化いたします。

### 3. 現状分析

資産・事業承継、キャッシュフロー計画、資産運用等の観点から現状を分析し、遺言を作成する上での問題点を提起いたします。

### 4. 報告書の交付

1～3の検討過程・分析結果について、報告書を作成してお客さまにお渡しいたします。

※相続に関して紛争が存在する場合や、紛争を生じる蓋然性が極めて高い場合には、相談に応じられない場合がございます。その場合は、別途、弁護士に相談していただくことになります。

## II. 遺言執行引受予諾業務

### 5. 遺言書の作成

資産承継プランが決まりましたら、ちばぎんとの相談を通じて遺言書の文案をご検討いただきます。文案が固まりましたら、公証役場にて、公正証書遺言を作成していただきます。遺言書にて、私どもちばぎんを遺言執行者にご指定いただきます。

### 6. 遺言書の保管

遺言書作成後、「遺言執行引受予諾依頼書」をご提出いただき、遺言書の正本をお預かりいたします。なお、依頼書の中で遺言者の逝去をお知らせいただく通知人をご指定いただきます。

### 7. 定期確認

財産や相続人の変動等により遺言の内容について、変更の必要がないか、定期的にご確認させていただきます。遺言に関わる内容について変動があった場合、ご意思が反映できなくなることがございます。照会には、必ずご回答ください。

### 8. ご逝去の通知

遺言者をご逝去され、通知人からご連絡をいただきますと、遺言執行者に就職することを相続人と受遺者にご報告いたします。

### 9. 財産目録の作成

まず、遺産についての財産目録を作成し、相続人にご報告いたします。

### 10. 遺言の執行

遺言の内容に従って、遺産の換価、名義変更、引き渡し等、遺産の分配を行います。